

## 研究報告◆Ⅲ

**21世紀は環境の世紀**

グリーンブルー 町田 勝

## 1. はじめに

私たちは、小学生の頃から21世紀について様々に語り合い想像してきた。その21世紀が現実に到来し、人それぞれに色々な思いを巡らしていると想像される。私は過去25年間環境の仕事に関係してきたが、環境問題に携わっている人に言わせると日本に限らず海外でも「21世紀は環境の世紀」であると誰しも言う。勿論、私もその意見に賛成であり、そのために仕事を続けてきたし、今後も同じように生きていくつもりである。

しかし、環境の世紀は明るく輝いて発展するものではなく、むしろ困難が多く、生活習慣を大きく変えることを覚悟しなければならない状態になると予想される。

例えば、20世紀末にオランダのハーグで行われた国連気候変動枠組条約第6回締約国会議(COP6・ハーグ会議)では、1997年に合意したCOP3・京都議定書(日本が議長国)の具体的なルールを決める会議であった。残念ながら日本・アメリカ・カナダの共同で提出されたCO<sub>2</sub>の吸収源の追加的活動条項を巡った議論の結果、多くの国の利害が複雑に絡み合い、全体の合意形成にはほど遠い状況だったように感じられた。

では、ほんとうに「21世紀が環境の世紀」になり得るのか、ここ10年の幾つかの事例を通してその可能性をまとめてみる。

## 2. 環境保全活動を行うための条件の整備

## (1) 法律の公布に見る環境の歴史と対応

1945年以降に公布された環境関連法律の中の主要なものを検索すると、表1ようになる。法律の公布が集中したピークの時期が2回ある。1回目のピークは1960年代の高度成長期に発生した公害問題の対策のために1967年(昭和42年)に公布された公害対策基本法に続き、1970年の公害国会、1971年の環境庁設置時期であった。この時期の法律は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、公害紛争処理法等の公害

汚染を防止するものや公害被害に対処するものが主で、加害者と被害者が比較的明確に分けられることを前提に作られている。その後は法律の件数も少なくなり、個別の問題を是正解決するために公布されるようになってきた。

しかし、1980年代後半に東西の壁が崩れ、全世界が資本主義経済で動くようになり、環境破壊が地球レベルの問題になってきた。そして、1992年のリオ地球環境サミットの翌年に公布された環境基本法に始まり、第2回目の法律の公布ラッシュが続き現在に至っている。この時期に公布された法律は、改正省エネ法、改正リサイクル法、循環型社会形成推進基本法等の加害者と被害者が明確に分類できなく、一人一人が加害者でありかつ被害者になり得る極めて難しい判断と行動を含んだものである。

まさしく、2000年から遡る10年間は、21世紀がまさに環境の世紀として、人々が環境保全のための活動を開始することを見据えた準備の期間であり、そのための法的な条件を整える貴重な時の流れであった。

## (2) 環境ISOの取り組み

2000年12月末の財団法人日本適合性認定協会(JAB)のアンケート調査結果によると、ISO14001の認証取得した企業や自治体の数は日本国内のサイトの総数で5166件(4636件11月現在)であった。勿論、この数字は世界でトップの数字であり、2位のドイツ(2400件11月現在)、3位の英国(1370件11月現在)を大きくリードしており、日本の企業や自治体が積極的に環境保全に取り組む姿勢が伺える<sup>(1)</sup>。

ISOとは、International Standardization Organization(国際標準化機構)の略で、国際規格を作る機関であり、法的な強制力はないが事実上は国際統一規格になっている。この中に、環境管理の国際規格としてISO14001があり、1996年(日本国内は1998年)から認証が開始され、企業や自治体が、通常の活動から生じる環境への影響を、自主的、継続的に改善してい

くための運営方法や仕組みを定めた国際標準規格で、基本はPDCAサイクル（P：計画、D：実施、C：点検是正、A：見直し）を活用して、環境保全活動を行うことにある。

### （3）環境教育の取り組み

環境教育や環境学習の役割は益々高まり、持続可能な社会を作り上げていくためには欠かせないものになってきている。文部科学省の1998年に告示された学習指導要領（改正）で、2002年度より、小学3年生以上に「総合的な学習の時間」が設定されている。この「総合的な学習の時間」では例として、国際理解、情報、環境、福祉・健康などが上げられている<sup>(2)</sup>。そして、環境を取り上げる学校の数が増加するのではないかとの見方がある。

その対応に向け、各省でも単独ではなく横断的な動きが行われてきている。平成13年度（2001年度）の予算では、経済産業省、環境省、文部科学省の3省が共同で環境教育に関する横断的な施策を展開することになる。経済産業省は新エネ・省エネ学習を教育関係者や学校単位に実施する。環境省では、総合環境政策局環境経済課の中に環境教育推進室を設置し、グリーン教育として地方自治体に環境学習の仕組みを構築してもらうための措置を推進する。また、文部科学省も環境学習モデルを推進してもらうための支援を図る予定で進んでいる<sup>(3)</sup>。

### （4）市民の環境保全活動の支援

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの様々な立場で、環境保全活動に対する助言など（環境コンサルティング）を行う人材として、1996年（平成8年）から環境省の行う審査を経て環境カウンセラーとして登録する制度がスタートした。1996～1999年の4年間での登録人数は、市民部門が812名、事業者部門が1417名、合計で2229名になっている。環境省は、これらの登録された環境カウンセラーを有効に活用することによって、環境保全活動の推進を計ろうとしている。この制度は各地方自治体でも活用されており、各地に環境カウンセラーの集まりが出来ている。また、埼玉県のように「彩の国環境大学」制度を作り、独自に市町村・公民館講座やグループ学習会、

自然観察会等での講師や協力者の人材として活用している地方自治体も出てきている。

### （5）循環型社会

20世紀を通じ、豊かな生活を送ってきた。それを支えたのが、大量生産、大量消費、大量廃棄と言う一方通行の社会システムであった。しかし、資源が有限であり、環境の破壊が見えてきた現在に求められているのは、ライフスタイルや経済活動を見直し、資源消費を抑制し、環境負荷を少なくする循環型社会システムを取り入れることである。2000年に循環型社会形成推進基本法が制定されてから、改正廃棄物処理法、改正リサイクル法、建設資材リサイクル法、食品リサイクル法、グリーン購入法等の関係法律が整備され、すでに公布されていた容器包装リサイクル法、家電リサイクル法を含めて循環型社会システムを実行に移す状況になってきた。

循環型社会での合い言葉に「足るを知る」があり、仏教国の日本人には素直に受け入れることができる言葉であると思われる。仏教経済学の提唱者である井上信一先生の「幸せの方程式」は、まさにこれからの人々の心構えを示しているようである<sup>(4)</sup>。

幸せ＝財／欲望

「分子を大きくすることによって、幸せになるようにするのが欧米式であるとするれば、分母を小さくしようとするのが東洋式、いや仏教式である」、「もし人々が足るを知ったら、消費は落ち込んでたちまち低成長になってしまう、と経済人は色をなくすであろう。だが、今や何らかの低成長を覚悟することなしには地球を危機から救うことはできないのである」

### 3. まとめ

伊東俊太郎先生は人類史の中で、過去に幾つか（①人類革命：200～1万年前、②農業革命：1万～5千年前、③都市革命：前3500～前1500年、④精神革命：前8～前4世紀、⑤科学革命：17世紀から現在）の革命・転換が発生したと示している。その中で、精神革命の時代には、釈迦を含む有名な宗教者による精神上的の革命が行われ、現在は科学の進歩によって革命が起っている。そして、21世紀はまちがいなく環

境革命の時代としている<sup>(5)</sup>。

ここ10年程度の幾つかの事例で、環境保全活動を行うための条件の整備が行われてきたと思われるので、あとは本当の「21世紀は環境の世紀」となるように、「足るを知る」行動を足下から実践していくことが望まれる。

参考文献・参考情報

- (1) JABホームページ、ISOWorldホームページ
- (2) 文部省告示第175号、176号(平成10年)
- (3) 各省庁の平成13年度予算案、環境新聞2001年1月17日号
- (4) 環境庁報道発表資料1998.1.21、21世紀の地球環境と人間社会を考える研究会、環境と文明1999年2月(Vol.7 No.2)
- (5) 伊東俊太郎『比較文明と日本』中央公論社1990年

表1 主要な環境関連法律公布の推移  
環境省の環境関連法令集から検索(2001/2/15 現在)

公布年	法律名
1965年(昭和40年)	・環境事業団法
1967年(昭和42年)	・公害対策基本法(平成5年に環境基本法へ)
〃	・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律
1968年(昭和43年)	・大気汚染防止法
〃	・騒音規制法
1970年(昭和45年)	・公害紛争処理法
〃	・水質汚濁防止法
〃	・農用地の土壌の汚染防止に関する法律
〃	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
〃	・公害防止事業費事業者負担法
〃	・人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
1971年(昭和46年)	・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
〃	・環境庁設置法
〃	・悪臭防止法
〃	・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
1972年(昭和47年)	・公害等調整委員会設置法
〃	・自然環境保護法
1973年(昭和48年)	・瀬戸内海環境保全特別措置法
〃	・公害健康被害の補償等に関する法律
1974年(昭和49年)	・防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律
1976年(昭和51年)	・振動規制法
1978年(昭和53年)	・特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法
〃	・水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法
1979年(昭和54年)	・エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)
1984年(昭和59年)	・湖沼水質保全特別措置法
1988年(昭和63年)	・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
1990年(平成2年)	・スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律
1991年(平成3年)	・再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)
1992年(平成4年)	・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
〃	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
1993年(平成5年)	・環境基本法
1995年(平成7年)	・容器包装リサイクル法
1997年(平成9年)	・環境アセスメント法
1998年(平成10年)	・改正省エネ法
〃	・地球温暖化対策推進法
〃	・家電リサイクル法
1999年(平成11年)	・ダイオキシン対策法
〃	・化学物質管理法(P R T R法)
2000年(平成12年)	・循環型社会形成推進基本法
〃	・改正廃棄物処理法
〃	・資源有効利用促進法(改正リサイクル法)
〃	・食品リサイクル法
〃	・建設資材リサイクル法
〃	・グリーン購入法